

平成30年度第2回熊本大学医学部附属病院監査委員会 報告書

医療法施行規則（昭和23年厚生労働省第50号）第15条の4第2項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

国立大学法人熊本大学医学部附属病院監査委員会規則(H29年1月13日規則第1号)に基づき、熊本大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり薬剤部における実地調査、また薬剤部部長・副部長等からの説明の聴取により、監査を実施しました。

- ・日 時：平成31年2月8日（金曜日）13:30～15:30
- ・場 所：熊本大学医学部附属病院薬剤部及び病院管理棟3階第一会議室
- ・委員長：内門 泰斗（鹿児島大学病院医療環境安全部安全管理部門・部門長）
- ・委 員：藤木 美才（ふじき法律事務所・弁護士）
- ・委 員：石崎 哲彦（熊本大学肝移植患者会いちょうの会with・副代表）

2. 監査の内容及び結果

(1) 薬剤部の運営・管理に係る業務の状況について

熊本大学医学部附属病院薬剤部における運営・管理に係る業務の状況について、薬剤部の体制をはじめ、調剤・注射調剤・製剤・無菌調剤、さらに薬剤管理指導業務など、医師のオーダーから各々の薬剤がどのように交付され、また薬を服用する患者さんへ薬の情報提供がどのように行われているかなど一連の流れの説明を受けた。適正に薬剤が管理され、患者さんのもとへ提供されていることを確認した。

(2) 薬剤部の医療安全に係る業務の状況について

薬剤部の医療安全に係る業務の状況について、配布された資料や、担当の方からの説明に基づいて、オーダーリングシステム上での投与禁忌、アレルギーなどのチェックシステム、調剤・注射調剤・製剤・無菌調剤（特に抗がん薬）の各場面におけるチェック項目や手順、処方医師への疑義照会件数とその内容の医師へのフィードバック、薬剤部で発生したインシデント報告数の推移、報告内容・その原因と対策、また新人薬剤師の教育体制についても説明を受け、適正に業務が行われていることを確認した。

(3) 薬剤部内での現場確認について

資料で説明を受けた手順やチェックが現場でどのように行われているかを薬剤部内で現場確認を行った。

○調剤室

- ・処方・注射オーダー時の「警告」注意喚起のシステムに基づいて処方された処方箋が確認されていた。
- ・処方箋の記載事項や処方内容が確認されていた。

- ・調剤の様子を確認した。
- ・調剤後の監査が適正に行われていることを確認した。
- ・服薬指導の場面を確認した。

○注射剤調剤室

- ・処方箋の記載事項や処方内容が確認されていた。
- ・処方箋に基づく注射剤の取り揃え状況を確認した。
- ・監査が適正に行われていることを確認した。

○無菌調整室

- ・実際の調整場面は確認できなかったが、システムを利用した監査機器（バーコード確認、重量監査等）の設置状況を確認した。
- ・無菌室から調整済み薬剤の受け渡し手順・方法を確認した。

○麻薬・向精神薬・毒薬などの管理状況

- ・防犯体制の一環として麻薬・向精神薬・毒薬などの薬剤の受け渡し手順・方法の確認と実際の受け渡し場面を確認し、厳重に管理されていることを確認した。

薬剤部内の現場確認において、いずれの場面でも、手順に基づいて、適正に行われていることを確認した。

3. 総括

熊本大学医学部附属病院の医療安全に係る業務について、平成30年度第2回監査委員会を開催し、医薬品の提供に係る監査を実施した。薬剤部の運営・管理に係る業務の状況、医療安全に係る業務の状況、薬剤部内での現場確認を行った。

数多くの内服、注射の処方がある中で、迅速かつ正確に処方箋内容の確認がなされ、薬剤の調剤・製剤において、システムや機器を利用した安全対策、また確実な監査が決められた手順通りに行われている事実が確認できた。処方内容に疑義が生じた場合には、診療記録の確認、さらに医師へ処方に関する疑義照会も積極的に行われており、良好なコミュニケーションが図られていることが確認され、重大なエラー防止につながっていると考えられた。

熊本大学医学部附属病院の医薬品の安心・安全な提供は、並々ならぬ努力が必要と思いますが、医薬品のみに留まらず、引き続き、病院全体として医療安全の充実・改善へ取り組んでいただきたいと思います。

平成31年3月1日

国立大学法人熊本大学医学部附属病院監査委員会

委員長 内門 泰斗

委員 藤木 美才

委員 石崎 哲彦